

令和8年度

真鶴キッズ倶楽部
(真鶴町放課後児童クラブ)
のご案内



幸せをつくる
真鶴時間

真鶴町 健康こども課 健康こども係

真鶴キッズ倶楽部(学童保育)の運営には、保護者の皆様のご理解・ご協力が不可欠です。詳細につきましては次のとおりです。

1. 真鶴キッズ倶楽部の目的

真鶴キッズ倶楽部（以下、倶楽部といいます。）は、保護者の就労や長期疾病などにより、放課後子どもが帰宅しても、家に子どもの面倒をみる保護者などがいない小学校児童(1年生～6年生)に対して、指導者のもとで活動の場を提供し、子どもの健全な育成を図ることを目的として開設する「放課後児童クラブ」のことで、いわゆる学童保育と呼ばれるものです。放課後いきいきクラブや全児童対策事業とは、別の事業となりますのでお気をつけ下さい。

2. 場所

真鶴町立まなづる小学校内教室

3. 管理・運営

設置管理者は真鶴町であり、運営者は委託事業者となります。

4. 開設時間・開設日

- ① 開設時間は、小学校の下校時間から午後6時までです。
 - ※ なお、小学校が午前中で終了する日(給食がない日)については、開始時間を早め、子どもたちの下校時間から開始します。
その際は、事前に保護者に連絡しますので、子どもたちには弁当を持参させてください。
 - ※ 小学校の夏・冬・春休み期間中の開設時間は、午前8時30分から午後6時までです。子どもたちには弁当を持参させてください。
- ② 開設日は、月曜日から金曜日までです。
- ③ 土・日曜日、国民の祝日及び12月29日から翌年の1月3日までの期間は開設しません。
- ④ 小学校が台風の接近や降雪などにより、登校した後、中途下校などの緊急対応となった場合には、倶楽部も開設しません。
 - ※ 詳細につきましては、別紙『放課後児童クラブの災害時等における開所基準』をご覧ください。
- ⑤ その他、町長が必要と認める日についても開設しないことがあります。

5. 指導員

指導員は常時2～3名で、ローテーションにて実施します。

6. 申込期間及び方法

令和8年度4月入所児童の登録期間は、令和8年2月2日(月)～2月13日(金)までです(定員に満たない場合は引き続き募集します)。

利用申請用紙は健康こども課にあります。提出の際は健康こども課窓口までお持ちください。なお、途中入所の場合には入所希望日の10日前までに提出してください。(入所は基本的に月初めからとなります。)

7. 経費

経費は受益者負担とし、毎月保護者の方から負担金をいただきます。金額は児童1人につき月額6,000円です。月途中の入退所であっても月額料金がかかります。(ひとり親世帯等の家庭の状況によっては、減免措置もあります。)

この他に、子どものおやつ代(令和7年度実績 月額2,000円)が別途かかります。

8. 傷害保険

登録(入所)する子どもは、倶楽部にて傷害保険に一括加入します。倶楽部内で事故などがあつた場合にその保険を適用します。なお、次のような場合には、責任を負いかねますので充分注意してください。

- ① 学校の授業終了後、倶楽部への連絡なしに帰宅してしまつた場合
- ② 倶楽部到着前に起きた事故の場合
- ③ 倶楽部に來た後、無断で外出・帰宅してしまつた場合
- ④ 帰宅後に起きた事故の場合

9. 用意するもの

入所される場合は後日倶楽部より改めて説明がありますが、次のものをご用意していただき、なるべく早めに倶楽部に持参してください。また、他にも必要なものがある場合もありますのでご承知おきください。

- ①おやつ用カップ ②着替え ③防災ずきん ④上履き

※ 持ち物は、指導員の指示に従い、倶楽部内のロッカーに備えてください。

※ 持ち物には、必ず名前を書いてください。

10. 保護者の方々にお守りいただくこと

- ① 子どもの安全確保と施設警備の都合上、必ず午後6時までにお子様を迎えに来てください。
- ② 当初申請内容(入所申請書など)に変更が生じた時は、ただちに健康こども課まで変更届を提出してください。
- ③ 保護者負担金は町への納付となりますので、納付書により在籍月の月末までに役場又は取扱金融機関にて納付してください(納付書を役場から送付します。)
なお、おやつ代は倶楽部へ直接納付してください。
- ④ 毎月の出欠予定表は、各月前月の定められた日までに倶楽部へ提出してください。(毎月出欠予定表をお送りします。)
- ⑤ 当初予定になかった欠席や早退などについては、電話かお迎えの際などに必ず倶楽部に連絡してください。
- ⑥ 倶楽部開設中にお子様にはげや病気などが発生した場合には、指導員より保護者へ連絡をします。迎えて来てください。

11. 退所について

退所される場合は、退所日の10日前までに「放課後児童クラブ退所届」を健康こども課まで提出してください。(退所日は基本的に月末となります。)

★ 詳しいお問い合わせは？

健康こども課 健康こども係 電話 0465-68-1131(内線2324)までお問い合わせください。

放課後児童クラブの災害時等における開所基準

条 件： 開所場所が使用可能な状態にある場合

下 校 時 間： 前週末に小学校から報告を受けた下校時間

1 小学校の中途下校等に対する基準

災害等	学校等の対応	クラブの対応	備考	
風・雪・水害	1日休校	閉所		
	学校開始時間変更	開所		
	引取下校	閉所	保護者が引き取りに来るまで、学校にて保護する。	
	通常授業	開所	※ 天候や交通機関等の状況により健康こども課と協議し、放課後児童クラブの指導員が速やかなお迎えを保護者に依頼する。	
火災	校内発生	1日休校	閉所	
		学校開始時間変更	開所	
		引取下校	閉所	保護者が引き取りに来るまで、学校にて保護する。
		通常授業	開所	※ 被害状況により健康こども課と協議し、放課後児童クラブの指導員が速やかなお迎えを保護者に依頼する。
※ 近隣発生は、状況により校内発生に準ずる。				
地震	1日休校	閉所		
	学校開始時間変更	開所		
	引取下校	閉所	保護者が引き取りに来るまで、学校にて保護する。	
	通常授業	開所		
	東海地震警報発令時	閉所	※注意報発表後、保護者は速やかに児童の引き取りをする。	
事件・事故	校内発生	1日休校	閉所	
		学校開始時間変更	開所	
		引取下校	閉所	保護者が引き取りに来るまで、学校にて保護する。
		通常授業	開所	※ 状況により健康こども課と協議し、放課後児童クラブの指導員が速やかなお迎えを保護者に依頼する。
※ 近隣発生は、状況により校内発生に準ずる。ただし、事件の状況、被害状況により開所することが望ましい場合は、学校と健康こども課が協議し開所する場合がある。				
感染症の流行 インフルエンザ等	学校閉鎖	閉所		
	学年閉鎖	開所	閉鎖学年在籍の児童は通所不可。	
	学級閉鎖	開所	閉鎖クラス在籍の児童は通所不可。	
	下校時間変更	開所	閉鎖クラス在籍の児童は下校対応。	
学校の防災引取訓練等	引取下校	閉所		

2 長期休暇期間中等の災害等に対する開所・閉所基準

災害等		発生時期	クラブの対応	備考
風雪・水害		在宅中	開所 (状況により閉所)	※ 警報等発令状況により閉所する場合がある。町内の交通機関の運休、町内全面通行止めの場合は閉所 ※ 閉所の場合は、健康子ども課から児童と指導員に閉所の連絡をする。(状況によっては、指導員が保護者に連絡をする。)
		開所中	開所	※ 警報等発令状況により健康子ども課と協議し、放課後児童クラブの指導員が速やかなお迎えを保護者へ依頼する。(状況によっては、健康子ども課が保護者に連絡をする。)
火災	校内発生	在宅中	閉所	※ 健康子ども課から児童と指導員に閉所の連絡をする。(状況によっては、指導員が保護者に連絡をする。)
		開所中	閉所	※避難後、健康子ども課と協議し、放課後児童クラブの指導員が速やかなお迎えを保護者へ依頼する。(状況によっては、健康子ども課が保護者に連絡をする。)
		※ 近隣発生は、状況により校内発生に準ずる。		
地震		在宅中	開所 (状況により閉所)	※ 被害状況・地震回数等により閉所する場合がある。 ※ 閉所の場合は、健康子ども課から児童と指導員に閉所の連絡をする。(状況によっては、指導員が保護者に連絡をする。)
		開所中	開所 (状況により閉所)	※ 開所場所が使用不可能である場合は、速やかに避難する。 ※被害状況・地震回数等により健康子ども課と協議し、放課後児童クラブの指導員が速やかなお迎えを保護者に依頼する。(状況によっては、健康子ども課が保護者に連絡をする。)
事件・事故	校内発生	在宅中	閉所	※健康子ども課から児童と指導員に閉所の連絡をする。(状況によっては、指導員が保護者に連絡をする。)
		開所中		※被害状況により健康子ども課と協議し、放課後児童クラブの指導員が速やかなお迎えを保護者に依頼する。(状況によっては、健康子ども課が保護者に連絡をする。)
	校外発生	在宅中	開所(状況によって閉所)	※ただし、被害状況等により、閉所する場合がある。閉所の場合は、健康子ども課から児童と指導員に閉所の連絡をする。(状況によっては、指導員が保護者に連絡をする。)
		開所中		※被害状況等により、健康子ども課と協議し、放課後児童クラブの指導員が速やかなお迎えを保護者に依頼する。(状況によっては、健康子ども課が保護者に連絡をする。)